

学生の皆さんへ

岩手大学理事・副学長  
山本 欣郎

### 冬季休業期間における注意喚起について

学生の皆さんにおいては、特に冬季休業中は以下の注意事項を遵守し、岩手大学生としての自覚と責任ある行動を心掛けてください。

#### ○飲酒事故防止

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。20歳未満の者に対して飲酒を勧めたり、強要してもいけません。20歳以上の者は自身の飲酒について責任を持ち、他者に迷惑をかけるようなことのないよう、ご注意ください。

なお、飲酒の際、生命・身体に危険が生じた者があった場合は、直ちに救急車を呼んで適切な措置を取ってください。

#### ○自転車の危険運転に罰則

道路交通法が改正され、自転車のながらスマホと酒気帯び運転に新しく罰則が整備されました。自身や周囲の人を守るため、自転車の運転ルールを守って安全に利用しましょう。また、冬道での自転車走行は非常に危険ですから、できるだけ控えるようにしてください。

#### ○怪しい勧誘

年末年始の気持ちが緩みがちな時には特に、サークル等を装ったカルト団体・悪質商法団体の勧誘が増加します。①安易に個人情報教えない ②セミナーや合宿に誘われても易々と参加しない ③一人で悩まず、友人や家族に相談する ④関心がない勧誘は【きっぱり】と断る を強い意志をもって実践しましょう。

#### ○アルバイト

危険な労働を伴う職種、学生にふさわしくない職種等、不利益な労働条件のアルバイトによるトラブルが発生しています。高額報酬をうたった詐欺（いわゆる闇バイト）等の勧誘もありますので、注意しましょう。

#### ○薬物乱用防止

薬物は所持をしているだけで犯罪です。薬物は1度使用しただけでも「乱用」となり犯罪と判断されてしまいます。

ちょっとした好奇心、興味本位で犯罪に手を染めることがないように心がけてください。

・誘いの言葉に騙されない！

・「はっきり、きっぱり、しっかり」断る！ の意識を強く持ちましょう。

#### ○SNS等の利用

X（旧 Twitter）や LINE 等 SNS は大変便利な情報ツールですが、不特定多数の人に見られていることを常に意識し、他人のプライバシーにかかわるような内容、モラルに違反する行為等軽率な書き込みはしないよう、十分に注意を払ってください。

#### ○防犯・防火対策

外出の機会が増えるときこそ、防犯・防火対策が重要です。自宅の玄関、自転車等の施錠、火の元の確認を忘れずに行ってください。

岩手大学は令和6年12月28日(土)～令和7年1月5日(日)までの間、休業します。  
緊急時の連絡は、岩手大学正門警備室：019-621-6110にお知らせください。